



みゃ〜く使い

〜宮古家畜保健衛生所〜

令和2年12月発行
沖縄県農林水産部
宮古家畜保健衛生所
宮古島市平良字西里1951
TEL (0980) 72-3321
FAX (0980) 72-6673

香川県・福岡県・兵庫県・宮崎県で高病原性 鳥インフルエンザが発生しました！

注意！

令和2年11月5日～11月30日にかけて、香川県・福岡県・
兵庫県・宮崎県の養鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥イン
フルエンザの疑似患畜が確認されました。

畜産関係者の皆様方におかれましては、改めて飼養衛生管理の徹底や
異常家きんの早期発見・早期通報に万全を期していただくようお願いい
たします。

◎発生農場の件数および羽数

- ・発生農場数：合計11農場（加えて、疫学的関連農場4農場※）
- ・合計羽数：合計約169万羽

※疫学的関連農場：発生農場と人や車両の往来、発生農場にいた動物（ネズミなど）
の出入りがあるなど、何らかの形で関係があると考えられる農場。

◎防疫対策

- ・当該農場の飼養家きんの殺処分・埋却
- ・農場から半径3km以内の範囲で移動制限区域を設定
 - ※1・3・4～8例目は半径3km以内の範囲に位置している
- ・半径3～10kmの範囲で搬出制限区域を設定
- ・消毒ポイントの設置

鳥インフルエンザの侵入防止には飼養衛生管理基準の遵守徹底と早
期発見、早期通報が極めて重要です。

家きんの管理状況を再度見直し、侵入防止対策を強化しましょう。

死亡羽数の増加等、異常がある場合は家畜保健衛生所まで連絡ください

宮古家畜保健衛生所 TEL：0980-72-3321（時間外、休日も転送対応）

鳥インフルエンザについて

1. 原因

感染した鳥の気道、結膜、糞便中に多量のウイルスが放出され、それに汚染された器具、機材、えさ、水、ヒト、動物などにより、ウイルスが媒介される。

2. 症状

(1) 高病原性鳥インフルエンザ：

高死亡率（～100%）、急死（1～7日）、発熱、顔面浮腫、昏睡、肉冠・肉垂の浮腫・壊死・出血・チアノーゼ、神経症状、下痢、脚部の皮下出血・チアノーゼ など



肉冠の壊死と出血



脚部の皮下出血



眼周部の浮腫性腫脹

(2) 低病原性鳥インフルエンザ：

軽度の呼吸器症状、鼻汁、元気消失、食欲低下、産卵低下 など

3. 侵入・まん延防止対策

(1) 人、車輛等による侵入の防止

- ・ 外来者の出入りを最小限とし、衛生管理区域を設定。
- ・ 踏み込み消毒槽や車輛消毒設備を設置。

(2) 野鳥、野生動物による侵入の防止

- ・ 鶏舎には防鳥ネットを設置。

(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止

- ・ 飲用水には新鮮な水道水を使用。水道水以外を使用する際には、消毒を実施。
- ・ 飼料タンクを清潔に保ち、野生動物の侵入を防止。

(4) 衛生管理区域内の衛生状態を保持

- ・ 鶏舎や衛生管理区域内の設備及び器具の清掃・消毒を定期的実施。

(5) 毎日の健康観察

- ・ 家きんの特定症状を発見した際には直ちに家畜保健衛生所に通報。



死亡羽数の増加等、異常がある場合は家畜保健衛生所まで連絡ください
宮古家畜保健衛生所 TEL：0980 - 72 - 3321 (時間外、休日も転送対応)

「飼養衛生管理マニュアル」の作成が義務化されました。

法改正（※）により、農家は「飼養衛生管理マニュアル」の作成が必要です。各農家ごとの作業内容（家畜の種類、規模）に合わせて、農水省ホームページ（右のQRコード）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/のマニュアル例（上記リンク先ページの下の方にあります）を加筆・修正し、自農場にあわせたマニュアルの作成をお願いします。



農水省HPのURL

（※）令和2年6月30日に新たな飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第46号）が公布されました。

飼料対策(野生動物の誘引防止)

こぼれ餌の清掃

○ 【記載】従事者名 は、豚舎周囲を毎日見回り、こぼれ餌があればその都度、清掃する。

○ 【記載】従事者名 は毎週 曜日と 曜日、タンクの下に消石灰を散布し、業務日誌に記録する。



○ 給餌車は、【記載】従事者名 が給餌後に蓋を閉め、蓋等の破損がないか確認する。

破損があった場合は、随時修理し、【記載】飼養衛生管理者名 に報告後、業務日誌にも記録する。



マニュアルの内容例

- ★ 「【記載】従業員名」の部分に作業者名を記載。
- ★ 決まった作業日等があれば、記載。
- ★ 飼養衛生管理者を家保に登録していない場合は、農家氏名、住所、連絡先、畜舎住所、メールアドレスを家保に届け出る。

問い合わせは、宮古家畜保健衛生所まで

TEL：0980-72-3321 / FAX：0980-72-6673

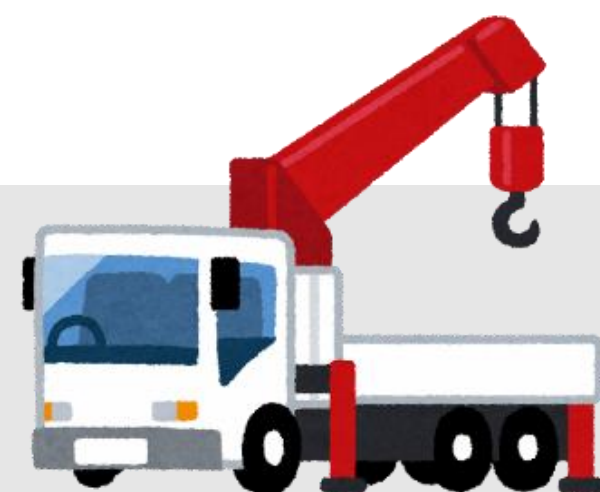
年末年始（12/29～1/3）の BSE検査の対応について

家畜保健衛生所におけるBSE検査（96ヶ月齢以上の死亡牛処理）の搬入可能日については、以下の通りです。

時間調整、必要書類の説明がありますので事前受付をお願いします。死亡牛の搬入は電話受付後となります。連絡なしの搬入は対応できません。

～搬入スケジュール～

12月29日	通常業務休業
★12月30日	BSE搬入可能
12月31日	通常業務休業
1月1日	通常業務休業
★1月2日	BSE搬入可能
1月3日	通常業務休業



搬入の連絡・問い合わせは、宮古家畜保健衛生所まで
TEL：0980-72-3321（年末年始は職員へ自動転送されます）